

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の道府県民税及び市町村民税について、以下の措置を講ずること。

(一) 平成三十年年度以後の各年度分の外国税額控除における控除限度額を、所得割の標準税率の割合に合わせて改めること。(第七条の十九、第四十八条の九の二関係)

(二) 指定都市を包括する道府県が平成二十八年度分及び平成二十九年度分の道府県民税の所得割(退職所得の分離課税に係る所得割を除き、標準税率に係る部分に限る。)に係る地方団体の徴収金の額(平成二十九年度又は平成三十年度に払い込まれる一定のものに限る。)を当該指定都市に交付する場合において、その交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額の算定方法を規定すること。

(改正令附則第二条関係)

(三) 指定都市の区域を包括する道府県が退職所得の分離課税に係る所得割(当該指定都市に係るもの

に限る。)に係る地方団体の徴収金を当該指定都市に交付する場合において、その交付時期を三月とするとともに、毎年度交付すべき額の算定方法を規定すること。(附則第五条の二関係)

2 個人の道府県民税及び市町村民税の外国税額控除について、適用金額の計算の基礎となる外国の所得等の額等を納税者の立証すべき事項として明確化すること。(第七条の十九、第四十八条の九の

二関係)

3 確定優良住宅地等予定地に係る予定期間の延長の特例について、その適用がある場合を特定非常災害による被害により開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合とするとともに、その延長期限の細目を定めること。(附則第十七条の二関係)

4 法人の道府県民税及び市町村民税の外国税額控除について、適用金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額等を納税者の立証すべき事項として明確化すること。(第九条の七、第四十八条の十三関

係)

二 事業税

1 法人の事業税の所得割の課税標準である各事業年度の所得の計算について、災害損失欠損金の繰戻

しによる還付に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第二十一条関係）

2 法人の事業税の確定申告納付に係る期限について、道府県知事が指定する月数の変更手続を定める等の所要の措置を講ずること。（第二十四条の四、第二十四条の四の三関係）

3 廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定により廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額の交付を受ける場合における当該廃炉等実施認定事業者の各事業年度の収入金額から控除する収入金額を、当該廃炉等実施認定事業者が廃炉等積立金として積み立てる金銭として小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受けるべき金額に相当する収入金額とすること。（附則第六条の二関係）

三 地方消費税

1 地方消費税に係る徴収取扱費の支払について、次のとおり見直すこと。（第三十五条の十七、附則第六条の十一関係）

(一) 貨物割に係る徴収取扱費について、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割と

して納付された額の総額の十七分の十に相当する額に百分の〇・六〇を乗じて得た金額を国に支払うこと。

(二) 譲渡割に係る徴収取扱費について、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の十七分の十に相当する額に百分の〇・六〇を乗じて得た金額を国に支払うこと。

2 地方消費税の清算について、人口で按分する小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額の合算額（以下「総額の合算額」という。）の割合を三十分の七（現行十五分の三）とし、従業者数で按分する総額の合算額の割合を三十分の三（現行十五分の二）とすること。（第三十五条の二十関係）

四 不動産取得税

1 国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。（第三十七条の九の十関係）

2 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化の

ための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その対象となる施設に係る資金の要件から漁業近代化資金融通法の規定に基づく資金を除外すること。（附則第七条関係）

3 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置について、その対象となる新築貸家住宅の床面積の要件を二百平方メートル以下（現行二百四十平方メートル以下）とし、戸数の要件を十戸以上（現行五戸以上）とすること。（附則第七条関係）

4 不動産特定共同事業法に規定する小規模不動産特定共同事業者、特例事業者及び一定の適格特例投資家限定事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産及び不動産特定共同事業契約の細目を定めること。（附則第七条関係）

5 不動産特定共同事業法に規定する小規模不動産特定共同事業者、特例事業者及び一定の適格特例投資家限定事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産の要件に耐震基準を満たしていることを加えること。（附則第

七条関係)

- 6 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置について、その対象となる新築貸家住宅の床面積の要件を二百十平方メートル以下（現行二百四十平方メートル以下）とし、戸数の要件を十戸以上（現行五戸以上）とすること。（附則第九条の二関係）

五 固定資産税及び都市計画税

- 1 国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（第五十一条の十五の九関係）

- 2 一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（第五十二条の二関係）

- 3 震災等により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（第

五十二条の十三の二関係）

4 震災等により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる家屋の細目を定めること。（第五十条の十三の三、第五十六条の八十四の二関係）

5 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目規定を廃止すること。（附則第十一条関係）

6 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した一定の機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。

（附則第十一条関係）

7 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第十一条関係）

8 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画に基づき設置する一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる土地の細目を定めること。（附則第十一条関係）

9 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる新築貸家住宅の床面積の要件を二百十平方メートル以下（現行二百八十平方メートル以下）とし、戸数の要件を十戸以上（現行五戸以上）とすること。（附則第十二条関係）

10 耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の細目を定めること。（附則第十二条関係）

11 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の細目を定めること。（附則第十二条関係）

六 国民健康保険税

国民健康保険税の減額の基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を二十七万円（現行二十六万五千元）に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を四十九万円（現行四十八万円）に引き上げること。（第五十六条の八十九関係）

七 その他

金融機関等における預貯金者等情報について、その管理方法として、各預貯金に係る電磁的記録にその預貯金者等の個人番号又は法人番号を記録するものとする。（第六条の二十一の二関係）

第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の一の1(一)及び第一の七の改正は平成三十年一月一日から、第一の五の8の改正は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の二の3の改正は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の四の4の改正は不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成二十九年四月一日から施行すること。